

にほん
日本で
あんしん
安心して
はたら
働くために

知ってる？ 日本の働くルール！



にほん はたら ひと まも

ほうりつ ろうどうきじゅんほう

日本には働く人を守るためにいろいろな法律(労働基準法など)があります。

ほうりつ せいしやいん はけんしやいん ばーとたいむ しゃいん はたら かた ちが かんけい

これらの法律は正社員、派遣社員、パートタイム社員など働き方の違いに関係なく、

はたら ひと まも

にほんじん おな

がいかくじん まも

すべての働く人を守るためにあります。日本人と同じように外国人も守ります。

ばん ふれっと がいかくじん

にほん はたら

かなら し

しょうかい

このパンフレットでは、外国人のみなさんが日本で働くときに必ず知っておいてほしいことを紹介しています。

ばん ふれっと よ わ

そうだんまどぐち ペーじ そうだん

このパンフレットを読んでも分からないことがあったら、相談窓口(7ページ)に相談してください。



1

はたら まえ ざいりゅう かーど み

働く前に在留カードを見ていますか？



あなたの在留カードの「就労制限の有無」と書いてあるところ※①を見てください。

ここに書いてある内容によってあなたができる仕事が決まります。

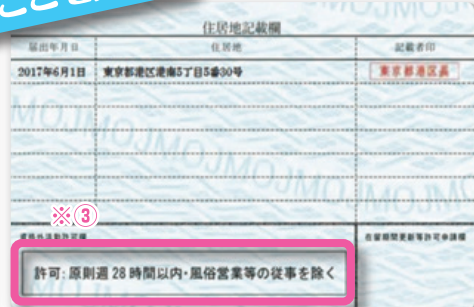
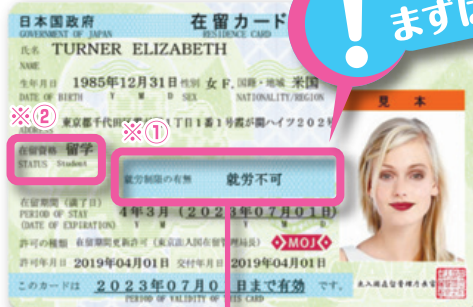
ざいりゅう かーど みほん
【在留カード見本】

おもて
(表)

み

うら
(裏)

！まずはここを見て！



ざいりゅうしかく もと しゅうろうかつどう か
「在留資格に基づく就労活動のみ可」

ざいりゅう かーど ざいりゅうしかく
在留カードの「在留資格」のところ
※②に書いてある仕事だけです。

していしょ してい
「指定書により指定された
就労活動のみ可」

していしょふつう ばすぽーと つ
指定書(普通はパスポートに付いています)
に書いてある仕事だけです。

しゅうろうせいげん
「就労制限なし」

しごと
どんな仕事でもできます。

しゅうろう ふ か
「就労不可」

はたら
働くことができません。
はたら しかくがいかつどうきょか
働きたいときは「資格外活動許可★」が
必要です。在留カードの裏※③を見てください。

★「資格外活動許可」については出入国在留管理庁ホームページで手続きを見てください。

<https://www.moj.go.jp/isa/index.html>



会社は書類で6つのことをあなたに知らせなくてははいけません。もらった書類に下の6つのことが書いてあるか必ず見てください。書いてあることが、よく分からないときは、会社や日本語の分かる人に聞いてください。



ここを見て！

- ① 契約はいつからいつまでか
- ② 続けて契約をすることができるかどうか(働く期間が決まっているとき)
- ③ どこでどのような仕事をするか
- ④ 働く時間、休み時間、休みの日など
- ⑤ 給料はいくらで、どう計算し、いつ、どのようにもらうか
- ⑥ ① ② ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿ ㏀ ㏁ ㏂ ㏃ ㏄ ㏅ ㏆ ㏇ ㏈ ㏉ ㏊ ㏋ ㏌ ㏍ ㏎ ㏏ ㏐ ㏑ ㏒ ㏓ ㏔ ㏕ ㏖ ㏗ ㏘ ㏙ ㏚ ㏛ ㏜ ㏝ ㏞ ㏟ ㏠ ㏡ ㏢ ㏣ ㏤ ㏥ ㏦ ㏧ ㏨ ㏩ ㏪ ㏫ ㏬ ㏭ ㏮ ㏯ ㏰ ㏱ ㏲ ㏳ ㏴ ㏵ ㏶ ㏷ ㏸ ㏹ ㏺ ㏻ ㏼ ㏽ ㏾ ㏿ 㐀 㐁 㐂 㐃 㐄 㐅 㐆 㐇 㐈 㐉 㐊 㐋 㐌 㐍 㐎 㐏 㐐 㐑 㐒 㐓 㐔 㐕 㐖 㐗 㐘 㐙 㐚 㐛 㐜 㐝 㐞 㐟 㐠 㐡 㐢 㐣 㐤 㐥 㐦 㐧 㐨 㐩 㐪 㐫 㐬 㐭 㐮 㐯 㐰 㐱 㐲 㐳 㐴 㐵 㐶 㐷 㐸 㐹 㐺 㐻 㐼 㐽 㐾 㐿 㑀 㑁 㑂 㑃 㑄 㑅 㑆 㑇 㑈 㑉 㑊 㑋 㑌 㑍 㑎 㑏 㑐 㑑 㑒 㑓 㑔 㑕 㑖 㑗 㑘 㑙 㑚 㑛 㑜 㑝 㑞 㑟 㑠 㑡 㑢 㑣 㑤 㑥 㑦 㑧 㑨 㑩 㑪 㑫 㑬 㑭 㑮 㑯 㑰 㑱 㑲 㑳 㑴 㑵 㑶 㑷 㑸 㑹 㑺 㑻 㑼 㑽 㑾 㑿 㒀 㒁 㒂 㒃 㒄 㒅 㒆 㒇 㒈 㒉 㒊 㒋 㒌 㒍 㒎 㒏 㒐 㒑 㒒 㒓 㒔 㒕 㒖 㒗 㒘 㒙 㒚 㒛 㒜 㒝 㒞 㒟 㒠 㒡 㒢 㒣 㒤 㒥 㒦 㒧 㒨 㒩 㒪 㒫 㒬 㒭 㒮 㒯 㒰 㒱 㒲 㒳 㒴 㒵 㒶 㒷 㒸 㒹 㒺 㒻 㒼 㒽 㒾 㒿 㓀 㓁 㓂 㓃 㓄 㓅 㓆 㓇 㓈 㓉 㓊 㓋 㓌 㓍 㓎 㓏 㓐 㓑 㓒 㓓 㓔 㓕 㓖 㓗 㓘 㓙 㓚 㓛 㓜 㓝 㓞 㓟 㓠 㓡 㓢 㓣 㓤 㓥 㓦 㓧 㓨 㓩 㓪 㓫 㓬 㓭 㓮 㓯 㓰 㓱 㓲 㓳 㓴 㓵 㓶 㓷 㓸 㓹 㓺 㓻 㓼 㓽 㓾 㓿 㔀 㔁 㔂 㔃 㔄 㔅 㔆 㔇 㔈 㔉 㔊 㔋 㔌 㔍 㔎 㔏 㔐 㔑 㔒 㔓 㔔 㔕 㔖 㔗 㔘 㔙 㔚 㔛 㔜 㔝 㔞 㔟 㔠 㔡 㔢 㔣 㔤 㔥 㔦 㔧 㔨 㔩 㔪 㔫 㔬 㔭 㔮 㔯 㔰 㔱 㔲 㔳 㔴 㔵 㔶 㔷 㔸 㔹 㔺 㔻 㔼 㔽 㔾 㔿 㕀 㕁 㕂 㕃 㕄 㕅 㕆 㕇 㕈 㕉 㕊 㕋 㕌 㕍 㕎 㕏 㕐 㕑 㕒 㕓 㕔 㕕 㕖 㕗 㕘 㕙 㕚 㕛 㕜 㕝 㕞 㕟 㕠 㕡 㕢 㕣 㕤 㕥 㕦 㕧 㕨 㕩 㕪 㕫 㕬 㕭 㕮 㕯 㕰 㕱 㕲 㕳 㕴 㕵 㕶 㕷 㕸 㕹 㕺 㕻 㕼 㕽 㕾 㕿 㖀 㖁 㖂 㖃 㖄 㖅 㖆 㖇 㖈 㖉 㖊 㖋 㖌 㖍 㖎 㖏 㖐 㖑 㖒 㖓 㖔 㖕 㖖 㖗 㖘 㖙 㖚 㖛 㖜 㖝 㖞 㖟 㖠 㖡 㖢 㖣 㖤 㖥 㖦 㖧 㖨 㖩 㖪 㖫 㖬 㖭 㖮 㖯 㖰 㖱 㖲 㖳 㖴 㖵 㖶 㖷 㖸 㖹 㖺 㖻 㖼 㖽 㖾 㖿 㗀 㗁 㗂 㗃 㗄 㗅 㗆 㗇 㗈 㗉 㗊 㗋 㗌 㗍 㗎 㗏 㗐 㗑 㗒 㗓 㗔 㗕 㗖 㗗 㗘 㗙 㗚 㗛 㗜 㗝 㗞 㗟 㗠 㗡 㗢 㗣 㗤 㗥 㗦 㗧 㗨 㗩 㗪 㗫 㗬 㗭 㗮 㗯 㗰 㗱 㗲 㗳 㗴 㗵 㗶 㗷 㗸 㗹 㗺 㗻 㗼 㗽 㗾 㗿 㘀 㘁 㘂 㘃 㘄 㘅 㘆 㘇 㘈 㘉 㘊 㘋 㘌 㘍 㘎 㘏 㘐 㘑 㘒 㘓 㘔 㘕 㘖 㘗 㘘 㘙 㘚 㘛 㘜 㘝 㘞 㘟 㘠 㘡 㘢 㘣 㘤 㘥 㘦 㘧 㘨 㘩 㘪 㘫 㘬 㘭 㘮 㘯 㘰 㘱 㘲 㘳 㘴 㘵 㘶 㘷 㘸 㘹 㘺 㘻 㘼 㘽 㘾 㘿 㙀 㙁 㙂 㙃 㙄 㙅 㙆 㙇 㙈 㙉 㙊 㙋 㙌 㙍 㙎 㙏 㙐 㙑 㙒 㙓 㙔 㙕 㙖 㙗 㙘 㙙 㙚 㙛 㙜 㙝 㙞 㙟 㙠 㙡 㙢 㙣 㙤 㙥 㙦 㙧 㙨 㙩 㙪 㙫 㙬 㙭 㙮 㙯 㙰 㙱 㙲 㙳 㙴 㙵 㙶 㙷 㙸 㙹 㙺 㙻 㙼 㙽 㙾 㙿 㚀 㚁 㚂 㚃 㚄 㚅 㚆 㚇 㚈 㚉 㚊 㚋 㚌 㚍 㚎 㚏 㚐 㚑 㚒 㚓 㚔 㚕 㚖 㚗 㚘 㚙 㚚 㚛 㚜 㚝 㚞 㚟 㚠 㚡 㚢 㚣 㚤 㚥 㚦 㚧 㚨 㚩 㚪 㚫 㚬 㚭 㚮 㚯 㚰 㚱 㚲 㚳 㚴 㚵 㚶 㚷 㚸 㚹 㚺 㚻 㚼 㚽 㚾 㚿 㜀 㜁 㜂 㜃 㜄 㜅 㜆 㜇 㜈 㜉 㜊 㜋 㜌 㜍 㜎 㜏 㜐 㜑 㜒 㜓 㜔 㜕 㜖 㜗 㜘 㜙 㜚 㜛 㜜 㜝 㜞 㜟 㜠 㜡 㜢 㜣 㜤 㜥 㜦 㜧 㜨 㜩 㜪 㜫 㜬 㜭 㜮 㜯 㜰 㜱 㜲 㜳 㜴 㜵 㜶 㜷 㜸 㜹 㜺 㜻 㜼 㜽 㜾 㜿 㝀 㝁 㝂 㝃 㝄 㝅 㝆 㝇 㝈 㝉 㝊 㝋 㝌 㝍 㝎 㝏 㝐 㝑 㝒 㝓 㝔 㝕 㝖 㝗 㝘 㝙 㝚 㝛 㝜 㝝 㝞 㝟 㝠 㝡 㝢 㝣 㝤 㝥 㝦 㝧 㝨 㝩 㝪 㝫 㝬 㝭 㝮 㝯 㝰 㝱 㝲 㝳 㝴 㝵 㝶 㝷 㝸 㝹 㝺 㝻 㝼 㝽 㝾 㝿 㞀 㞁 㞂 㞃 㞄 㞅 㞆 㞇 㞈 㞉 㞊 㞋 㞌 㞍 㞎 㞏 㞐 㞑 㞒 㞓 㞔 㞕 㞖 㞗 㞘 㞙 㞚 㞛 㞜 㞝 㞞 㞟 㞠 㞡 㞢 㞣 㞤 㞥 㞦 㞧 㞨 㞩 㞪 㞫 㞬 㞭 㞮 㞯 㞰 㞱 㞲 㞳 㞴 㞵 㞶 㞷 㞸 㞹 㞺 㞻 㞼 㞽 㞾 㞿 㟀 㟁 㟂 㟃 㟄 㟅 㟆 㟇 㟈 㟉 㟊 㟋 㟌 㟍 㟎 㟏 㟐 㟑 㟒 㟓 㟔 㟕 㟖 㟗 㟘 㟙 㟚 㟛 㟜 㟝 㟞 㟟 㟠 㟡 㟢 㟣 㟤 㟥 㟦 㟧 㟨 㟩 㟪 㟫 㟬 㟭 㟮 㟯 㟰 㟱 㟲 㟳 㟴 㟵 㟶 㟷 㟸 㟹 㟺 㟻 㟼 㟽 㟾 㟿 㠀 㠁 㠂 㠃 㠄 㠅 㠆 㠇 㠈 㠉 㠊 㠋 㠌 㠍 㠎 㠏 㠐 㠑 㠒 㠓 㠔 㠕 㠖 㠗 㠘 㠙 㠚 㠛 㠜 㠝 㠞 㠟 㠠 㠡 㠢 㠣 㠤 㠥 㠦 㠧 㠨 㠩 㠪 㠫 㠬 㠭 㠮 㠯 㠰 㠱 㠲 㠳 㠴 㠵 㠶 㠷 㠸 㠹 㠺 㠻 㠼 㠽 㠾 㠿 㡀 㡁 㡂 㡃 㡄 㡅 㡆 㡇 㡈 㡉 㡊 㡋 㡌 㡍 㡎 㡏 㡐 㡑 㡒 㡓 㡔 㡕 㡖 㡗 㡘 㡙 㡚 㡛 㡜 㡝 㡞 㡟 㡠 㡡 㡢 㡣 㡤 㡥 㡦 㡧 㡨 㡩 㡪 㡫 㡬 㡭 㡮 㡯 㡰 㡱 㡲 㡳 㡴 㡵 㡶 㡷 㡸 㡹 㡺 㡻 㡼 㡽 㡾 㡿 㢀 㢁 㢂 㢃 㢄 㢅 㢆 㢇 㢈 㢉 㢊 㢋 㢌 㢍 㢎 㢏 㢐 㢑 㢒 㢓 㢔 㢕 㢖 㢗 㢘 㢙 㢚 㢛 㢜 㢝 㢞 㢟 㢠 㢡 㢢 㢣 㢤 㢥 㢦 㢧 㢨 㢩 㢪 㢫 㢬 㢭 㢮 㢯 㢰 㢱 㢲 㢳 㢴 㢵 㢶 㢷 㢸 㢹 㢺 㢻 㢼 㢽 㢾 㢿 㣀 㣁 㣂 㣃 㣄 㣅 㣆 㣇 㣈 㣉 㣊 㣋 㣌 㣍 㣎 㣏 㣐 㣑 㣒 㣓 㣔 㣕 㣖 㣗 㣘 㣙 㣚 㣛 㣜 㣝 㣞 㣟 㣠 㣡 㣢 㣣 㣤 㣥 㣦 㣧 㣨 㣩 㣪 㣫 㣬 㣭 㣮 㣯 㣰 㣱 㣲 㣳 㣴 㣵 㣶 㣷 㣸 㣹 㣺 㣻 㣼 㣽 㣾 㣿 㤀 㤁 㤂 㤃 㤄 㤅 㤆 㤇 㤈 㤉 㤊 㤋 㤌 㤍 㤎 㤏 㤐 㤑 㤒 㤓 㤔 㤕 㤖 㤗 㤘 㤙 㤚 㤛 㤜 㤝 㤞 㤟 㤠 㤡 㤢 㤣 㤤 㤥 㤦 㤧 㤨 㤩 㤪 㤫 㤬 㤭 㤮 㤯 㤰 㤱 㤲 㤳 㤴 㤵 㤶 㤷 㤸 㤹 㤺 㤻 㤼 㤽 㤾 㤿 㥀 㥁 㥂 㥃 㥄 㥅 㥆 㥇 㥈 㥉 㥊 㥋 㥌 㥍 㥎 㥏 㥐 㥑 㥒 㥓 㥔 㥕 㥖 㥗 㥘 㥙 㥚 㥛 㥜 㥝 㥞 㥟 㥠 㥡 㥢 㥣 㥤 㥥 㥦 㥧 㥨 㥩 㥪 㥫 㥬 㥭 㥮 㥯 㥰 㥱 㥲 㥳 㥴 㥵 㥶 㥷 㥸 㥹 㥺 㥻 㥼 㥽 㥾 㥿 㦀 㦁 㦂 㦃 㦄 㦅 㦆 㦇 㦈 㦉 㦊 㦋 㦌 㦍 㦎 㦏 㦐 㦑 㦒 㦓 㦔 㦕 㦖 㦗 㦘 㦙 㦚 㦛 㦜 㦝 㦞 㦟 㦠 㦡 㦢 㦣 㦤 㦥 㦦 㦧 㦨 㦩 㦪 㦫 㦬 㦭 㦮 㦯 㦰 㦱 㦲 㦳 㦴 㦵 㦶 㦷 㦸 㦹 㦺 㦻 㦼 㦽 㦾 㦿 㧀 㧁 㧂 㧃 㧄 㧅 㧆 㧇 㧈 㧉 㧊 㧋 㧌 㧍 㧎 㧏 㧐 㧑 㧒 㧓 㧔 㧕 㧖 㧗 㧘 㧙 㧚 㧛 㧜 㧝 㧞 㧟 㧠 㧡 㧢 㧣 㧤 㧥 㧦 㧧 㧨 㧩 㧪 㧫 㧬 㧭 㧮 㧯 㧰 㧱 㧲 㧳 㧴 㧵 㧶 㧷 㧸 㧹 㧺 㧻 㧼 㧽 㧾 㧿 㨀 㨁 㨂 㨃 㨄 㨅 㨆 㨇 㨈 㨉 㨊 㨋 㨌 㨍 㨎 㨏 㨐 㨑 㨒 㨓 㨔 㨕 㨖 㨗 㨘 㨙 㨚 㨛 㨜 㨝 㨞 㨟 㨠 㨡 㨢 㨣 㨤 㨥 㨦 㨧 㨨 㨩 㨪 㨫 㨬 㨭 㨮 㨯 㨰 㨱 㨲 㨳 㨴 㨵 㨶 㨷 㨸 㨹 㨺 㨻 㨼 㨽 㨾 㨿 㩀 㩁 㩂 㩃 㩄 㩅 㩆 㩇 㩈 㩉 㩊 㩋 㩌 㩍 㩎 㩏 㩐 㩑 㩒 㩓 㩔 㩕 㩖 㩗 㩘 㩙 㩚 㩛 㩜 㩝 㩞 㩟 㩠 㩡 㩢 㩣 㩤 㩥 㩦 㩧 㩨 㩩 㩪 㩫 㩬 㩭 㩮 㩯 㩰 㩱 㩲 㩳 㩴 㩵 㩶 㩷 㩸 㩹 㩺 㩻 㩼 㩽 㩾 㩿 㪀 㪁 㪂 㪃 㪄 㪅 㪆 㪇 㪈 㪉 㪊 㪋 㪌 㪍 㪎 㪏 㪐 㪑 㪒 㪓 㪔 㪕 㪖 㪗 㪘 㪙 㪚 㪛 㪜 㪝 㪞 㪟 㪠 㪡 㪢 㪣 㪤 㪥 㪦 㪧 㪨 㪩 㪪 㪫 㪬 㪭 㪮 㪯 㪰 㪱 㪲 㪳 㪴 㪵 㪶 㪷 㪸 㪹 㪺 㪻 㪼 㪽 㪾 㪿 㫀 㫁 㫂 㫃 㫄 㫅 㫆 㫇 㫈 㫉 㫊 㫋 㫌 㫍 㫎 㫏 㫐 㫑 㫒 㫓 㫔 㫕 㫖 㫗 㫘 㫙 㫚 㫛 㫜 㫝 㫞 㫟 㫠 㫡 㫢 㫣 㫤 㫥 㫦 㫧 㫨 㫩 㫪 㫫 㫬 㫭 㫮 㫯 㫰 㫱 㫲 㫳 㫴 㫵 㫶 㫷 㫸 㫹 㫺 㫻 㫼 㫽 㫾 㫿 㬀 㬁 㬂 㬃 㬄 㬅 㬆 㬇 㬈 㬉 㬊 㬋 㬌 㬍 㬎 㬏 㬐 㬑 㬒 㬓 㬔 㬕 㬖 㬗 㬘 㬙 㬚 㬛 㬜 㬝 㬞 㬟 㬠 㬡 㬢 㬣 㬤 㬥 㬦 㬧 㬨 㬩 㬪 㬫 㬬 㬭 㬮 㬯 㬰 㬱 㬲 㬳 㬴 㬵 㬶 㬷 㬸 㬹 㬺 㬻 㬼 㬽 㬾 㬿 㭀 㭁 㭂 㭃 㭄 㭅 㭆 㭇 㭈 㭉 㭊 㭋 㭌 㭍 㭎 㭏 㭐 㭑 㭒 㭓 㭔 㭕 㭖 㭗 㭘 㭙 㭚 㭛 㭜 㭝 㭞 㭟 㭠 㭡 㭢 㭣 㭤 㭥 㭦 㭧 㭨 㭩 㭪 㭫 㭬 㭭 㭮 㭯 㭰 㭱 㭲 㭳 㭴 㭵 㭶 㭷 㭸 㭹 㭺 㭻 㭼 㭽 㭾 㭿 㮀 㮁 㮂 㮃 㮄 㮅 㮆 㮇 㮈 㮉 㮊 㮋 㮌 㮍 㮎 㮏 㮐 㮑 㮒 㮓 㮔 㮕 㮖 㮗 㮘 㮙 㮚 㮛 㮜 㮝 㮞 㮟 㮠 㮡 㮢 㮣 㮤 㮥 㮦 㮧 㮨 㮩 㮪 㮫 㮬 㮭 㮮 㮯 㮰 㮱 㮲 㮳 㮴 㮵 㮶 㮷 㮸 㮹 㮺 㮻 㮼 㮽 㮾 㮿 㯀 㯁 㯂 㯃 㯄 㯅 㯆 㯇 㯈 㯉 㯊 㯋 㯌 㯍 㯎 㯏 㯐 㯑 㯒 㯓 㯔 㯕 㯖 㯗 㯘 㯙 㯚 㯛 㯜 㯝 㯞 㯟 㯠 㯡 㯢 㯣 㯤 㯥 㯦 㯧 㯨 㯩 㯪 㯫 㯬 㯭 㯮 㯯 㯰 㯱 㯲 㯳 㯴 㯵 㯶 㯷 㯸 㯹 㯺 㯻 㯼 㯽 㯾 㯿 㰀 㰁 㰂 㰃 㰄 㰅 㰆 㰇 㰈 㰉 㰊 㰋 㰌 㰍 㰎 㰏 㰐 㰑 㰒 㰓 㰔 㰕 㰖 㰗 㰘 㰙 㰚 㰛 㰜 㰝 㰞 㰟 㰠 㰡 㰢 㰣 㰤 㰥 㰦 㰧 㰨 㰩 㰪 㰫 㰬 㰭 㰮 㰯 㰰 㰱 㰲 㰳 㰴 㰵 㰶 㰷 㰸 㰹 㰺 㰻 㰼 㰽 㰾 㰿 㱀 㱁 㱂 㱃 㱄 㱅 㱆 㱇 㱈 㱉 㱊 㱋 㱌 㱍 㱎 㱏 㱐 㱑 㱒 㱓 㱔 㱕 㱖 㱗 㱘 㱙 㱚 㱛 㱜 㱝 㱞 㱟 㱠 㱡 㱢 㱣 㱤 㱥 㱦 㱧 㱨 㱩 㱪 㱫 㱬 㱭 㱮 㱯 㱰 㱱 㱲 㱳 㱴 㱵 㱶 㱷 㱸 㱹 㱺 㱻 㱼 㱽 㱾 㱿 㲀 㲁 㲂 㲃 㲄 㲅 㲆 㲇 㲈 㲉 㲊 㲋 㲌 㲍 㲎 㲏 㲐 㲑 㲒 㲓 㲔 㲕 㲖 㲗 㲘 㲙 㲚 㲛 㲜 㲝 㲞 㲟 㲠 㲡 㲢 㲣 㲤 㲥 㲦 㲧 㲨 㲩 㲪 㲫 㲬 㲭 㲮 㲯 㲰 㲱 㲲 㲳 㲴 㲵 㲶 㲷 㲸 㲹 㲺 㲻 㲼 㲽 㲾 㲿 㳀 㳁 㳂 㳃 㳄 㳅 㳆 㳇 㳈 㳉 㳊 㳋 㳌 㳍 㳎 㳏 㳐 㳑 㳒 㳓 㳔 㳕 㳖 㳗 㳘 㳙 㳚 㳛 㳜 㳝 㳞 㳟 㳠 㳡 㳢 㳣 㳤 㳥 㳦 㳧 㳨 㳩 㳪 㳫 㳬 㳭 㳮 㳯 㳰 㳱 㳲 㳳 㳴 㳵 㳶 㳷 㳸 㳹 㳺 㳻 㳼 㳽 㳾 㳿 㴀 㴁 㴂 㴃 㴄 㴅 㴆 㴇 㴈 㴉 㴊 㴋 㴌 㴍 㴎 㴏 㴐 㴑 㴒 㴓 㴔 㴕 㴖 㴗 㴘 㴙 㴚 㴛 㴜 㴝 㴞 㴟 㴠 㴡 㴢 㴣 㴤 㴥 㴦 㴧 㴨 㴩 㴪 㴫 㴬 㴭 㴮 㴯 㴰 㴱 㴲 㴳 㴴 㴵 㴶 㴷 㴸 㴹 㴺 㴻 㴼 㴽 㴾 㴿 㵀 㵁 㵂 㵃 㵄 㵅 㵆 㵇 㵈 㵉 㵊 㵋 㵌 㵍 㵎 㵏 㵐 㵑 㵒 㵓 㵔 㵕 㵖 㵗 㵘 㵙 㵚 㵛 㵜 㵝 㵞 㵟 㵠 㵡 㵢 㵣 㵤 㵥 㵦 㵧 㵨 㵩 㵪 㵫 㵬 㵭 㵮 㵯 㵰 㵱 㵲 㵳 㵴 㵵 㵶 㵷 㵸 㵹 㵺 㵻 㵼 㵽 㵾 㵿 㶀 㶁 㶂 㶃 㶄 㶅 㶆 㶇 㶈 㶉 㶊 㶋 㶌 㶍 㶎 㶏 㶐 㶑 㶒 㶓 㶔 㶕 㶖 㶗 㶘 㶙 㶚 㶛 㶜 㶝 㶞 㶟 㶠 㶡 㶢 㶣 㶤 㶥 㶦 㶧 㶨 㶩 㶪 㶫 㶬 㶭 㶮 㶯 㶰 㶱 㶲 㶳 㶴 㶵 㶶 㶷 㶸 㶹 㶺 㶻 㶼 㶽 㶾 㶿 㷀 㷁 㷂 㷃 㷄 㷅 㷆 㷇 㷈 㷉 㷊 㷋 㷌 㷍 㷎 㷏 㷐 㷑 㷒 㷓 㷔 㷕 㷖 㷗 㷘 㷙 㷚 㷛 㷜 㷝 㷞 㷟 㷠 㷡 㷢 㷣 㷤 㷥 㷦 㷧 㷨 㷩 㷪 㷫 㷬 㷭 㷮 㷯 㷰 㷱 㷲 㷳 㷴 㷵 㷶 㷷 㷸 㷹 㷺 㷻 㷼 㷽 㷾 㷿 㸀 㸁 㸂 㸃 㸄 㸅 㸆 㸇 㸈 㸉 㸊 㸋 㸌 㸍 㸎 㸏 㸐 㸑 㸒 㸓 㸔 㸕 㸖 㸗 㸘 㸙 㸚 㸛 㸜 㸝 㸞 㸟 㸠 㸡 㸢 㸣 㸤 㸥 㸦 㸧 㸨 㸩 㸪 㸫 㸬 㸭 㸮 㸯 㸰 㸱 㸲 㸳 㸴 㸵 㸶 㸷 㸸 㸹 㸺 㸻 㸼 㸽 㸾 㸿 㹀 㹁 㹂 㹃 㹄 㹅 㹆 㹇 㹈 㹉 㹊 㹋 㹌 㹍 㹎 㹏 㹐 㹑 㹒 㹓 㹔 㹕 㹖 㹗 㹘 㹙 㹚 㹛 㹜 㹝 㹞 㹟 㹠 㹡 㹢 㹣 㹤 㹥 㹦 㹧 㹨 㹩 㹪 㹫 㹬 㹭 㹮 㹯 㹰 㹱 㹲 㹳 㹴 㹵 㹶 㹷 㹸 㹹 㹺 㹻 㹼 㹽 㹾 㹿 㺀 㺁 㺂 㺃 㺄 㺅 㺆 㺇 㺈 㺉 㺊 㺋 㺌 㺍 㺎 㺏 㺐 㺑 㺒 㺓 㺔 㺕 㺖 㺗 㺘 㺙 㺚 㺛 㺜 㺝 㺞 㺟 㺠 㺡 㺢 㺣 㺤 㺥 㺦 㺧 㺨 㺩 㺪 㺫 㺬 㺭 㺮 㺯 㺰 㺱 㺲 㺳 㺴 㺵 㺶 㺷 㺸 㺹 㺺 㺻 㺼 㺽 㺾 㺿 㻀 㻁 㻂 㻃 㻄 㻅 㻆 㻇 㻈 㻉 㻊 㻋 㻌 㻍 㻎 㻏 㻐 㻑 㻒 㻓 㻔 㻕 㻖 㻗 㻘 㻙 㻚 㻛 㻜 㻝 㻞 㻟 㻠 㻡 㻢 㻣 㻤 㻥 㻦 㻧 㻨 㻩 㻪 㻫 㻬 㻭 㻮 㻯 㻰 㻱 㻲 㻳 㻴 㻵 㻶 㻷 㻸 㻹 㻺 㻻 㻼 㻽 㻾 㻿 㼀 㼁 㼂 㼃 㼄 㼅 㼆 㼇 㼈 㼉 㼊 㼋 㼌 㼍 㼎 㼏 㼐 㼑 㼒 㼓 㼔 㼕 㼖 㼗 㼘 㼙 㼚 㼛 㼜 㼝 㼞 㼟 㼠 㼡 㼢 㼣 㼤 㼥 㼦 㼧 㼨 㼩 㼪 㼫 㼬 㼭 㼮 㼯 㼰 㼱 㼲 㼳 㼴 㼵 㼶 㼷 㼸 㼹 㼺 㼻 㼼 㼽 㼾 㼿 㽀 㽁 㽂 㽃 㽄 㽅 㽆 㽇 㽈 㽉 㽊 㽋 㽌 㽍 㽎 㽏 㽐 㽑 㽒 㽓 㽔 㽕 㽖 㽗 㽘 㽙 㽚 㽛 㽜 㽝 㽞 㽟 㽠 㽡 㽢 㽣 㽤 㽥 㽦 㽧 㽨 㽩 㽪 㽫 㽬 㽭 㽮 㽯 㽰 㽱 㽲 㽳



きゅうりょう はら

かいしゃ まも るーる

給料を払うときに会社を守るルールがあります。



ここを見て！

- ①あなたに直接、現金で払うこと(銀行の口座に振り込むことやデジタル払いもできます)
- ②法律で決められたお金(税金や保険料)や会社と働く人たちが約束したお金(例:食費、作業用品代などのほかは引かないこと)
- ③毎月1回決められた日に払うこと

さいていちんぎん
最低賃金とは？

1時間働いたときにもらえる一番安い給料の金額です。都道府県ごとに決められます。会社は最低賃金の金額より高い給料を払う必要があります。

愛知県の最低賃金は2024年10月1日から1時間あたり「1,077円」です。

ただし、仕事の種類によっては最低賃金の金額がこの金額より高い場合があります。毎年金額が決まるので愛知労働局のホームページを見てください。

https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/pamphlet_form/_121784.html

きゅうぎょうてあて
休業手当とは？

会社の責任であなたが会社を休んだときは、会社は給料の60%以上のお金を払わなくてははいけません。これを「休業手当」といいます。

きゅうりょう
あなたの給料はいくらですか？

会社は働く人に払った給料の内容(いくらで、どんな金額を引いたか)を書類で知らせなくてははいけません。会社からもらっている給与明細書を見てください。





つぎ はたら じ かん ほうりつ き
次のように働く時間などが法律で決まっています。

①働く時間

・1日に8時間まで、1週間に40時間まで

②休む時間

1日に働く時間が
・6時間より長いときは45分以上
・8時間より長いときは1時間以上
・1週間に1日以上か4週間に4日以上

③休みの日

④「年次有給休暇」(年休)

一つの会社で働き始めてから6か月続けて働いていて、80%以上仕事にきた人(派遣社員やパートタイム社員の人と同じ)がもらえることができる休みです。休んでも給料はもらえます。会社は年休が新しく10日以上もらえる人に、1年に5日は年休を取らせなくてははいけません。



「残業」と「36協定」とは？

会社が決めた働く時間より長く働くことを「残業」といいます。会社が法律で決まっている働く時間を超えて「残業」を命令するためには、会社と働く人たちが約束を結ばなくてははいけません。この約束を「36協定」といいます。

【残業のルール】 原則：1か月に45時間、1年に360時間以内
例外：とても忙しいときでも、下のことを全て守る必要があります。

① 1年に720時間以内	② 1か月に100時間未満	③ 複数の月の平均が80時間以内
④ 1か月に45時間を超えることができるのは1年に6回まで		

残業したとき、休みの日や夜中に働いたときの給料の金額は？

・給料が次のように高くなります。

① 1日に8時間か1週間に40時間を超えて残業した時間	1.25倍以上
② 1か月に60時間を超えて残業した時間	1.5倍以上
③ 休みの日に働いた時間	1.35倍以上
④ 夜中(午後10時から午前5時)に働いた時間	1.25倍以上



かいしゃ じゆう

会社は自由にあなたをやめさせることはできません。

こま そうだんまどぐち ペーじ そうだん

困ったら、すぐに相談窓口(7ページ)へ相談してください！



①「解雇」

かいしゃ かいこ めいれい かいこ
会社があなたに会社をやめろと命令することを「解雇」といいます。かいこ こうりてき りゆう かなら かいしゃ かいこ
「解雇」は合理的※な理由がないとできません。必ず会社から「解雇」りゆう せつめい かいこ りゆう か しよるい
の理由を説明してもらい、解雇の理由を書いた書類をもらってください。かいしゃ かいこ ひ にちいじようまえ つた
会社があなたを「解雇」するときは原則としてやめる日の30日以上前までにあなたへ伝えるか、30
にちぶんいじよう きゆうりよう はら だれ み おも
日分以上の給料を払わなければいけません。 ※誰から見ても、もっともだと思えること

②「雇止め」

はたら きかん きかん お あと かいしゃ あたら けいやく やといど
働く期間が決められているとき、期間が終わった後に会社が新しく契約をしないことを「雇止め」とい
います。いま なんと つづ けいやく かいしゃ やといど
今まで何度も続けて契約をしているときは、会社は「雇止め」ができないときがあります。いま かいいじようつづ けいやく ねん こ つづ はたら かいしゃ けいやく
今までに3回以上続けて契約をしているときや、1年を超えて続けて働いているときは、会社は契約
お にちまえ あたら けいやく つた
が終わる30日前までに新しく契約をしないことをあなたへ伝えなくてはなりません。

たいしよくかんしよう

「退職勧奨」とは？

かいしゃ

かいしゃ

い

たいしよくかんしよう

会社があなたに「会社をやめてほしい」と言うことを「退職勧奨」といいます。やめるかやめないかはあなたの
じゆう じゆう かいしゃ つた
自由なので、やめたくないときは会社にはっきりと伝えてください。

かいしゃ じぶん

ちゅうい

会社を自分からやめるときに注意すること

はたら きかん き ひと
●働く期間が決まっている人しゅうぎようきそく き ひ き しゅうかんまえ かいしゃ かいしゃ
→就業規則で決まっている日(決まっているときは2週間前)までに「会社をやめたい」と会社に
つた
伝えてください。はたら きかん き ひと
●働く期間が決まっている人げんそく きかん とちゅう とくべつ りゆう かいしゃ そうだん
→原則として期間の途中でやめることはできません。特別な理由があるときは会社と相談してく
ださい。

6

しよくば ひと

職場の人はあなたをいじめていませんか？



まず、職場の責任者や会社の相談窓口へ話してください。

それでもいじめがなくならないときは、相談窓口（7ページ）へ相談してください。

たと
例えば

- 暴力を振るわれる。 ●ひどい言葉を言われる。
- 仲間外れにされる。など、あなたがいやな気持ちになることがあったときは、会社の責任になることがあります。



いじめを受けたときに注意すること

誰に、いつ、何をされたかなどが分かるようにメモ、メール、SNSなどを残してください。

7

仕事の原因でけがや病気になったときに使える
「労災保険」を知っていますか？

仕事中のけがや病気（仕事に行く途中や帰る途中のけがなども同じです）の治療費や働けなかった日の給料は「労働者災害補償保険（労災保険）」からお金がもらえます。

くわしい手続きは愛知労働局外国人労働者相談コーナーや労働基準監督署に聞いてください。

- 病院のお金はかかりません。病院であなたがお金を払うことがあるかもしれませんが、あとでお金は返ってきます。

- 仕事で原因のけがや病気が理由で仕事を休むときは、最初の3日間は給料の60%を会社からもらえます。

- 休んだ4日目からは給料の80%を労災保険からもらえます。



病院へ行ったときに注意すること

「仕事でけがをした」「労災保険を使いたい」と医者や看護師にはっきり伝えてください。

あいちけん ろうどうそうだん こーなー ろうどうちんだいぜんばん そうだん う つ にほんご はな
 愛知県 労働相談コーナー(労働問題全般の相談を受け付けています)【日本語のみ話せます】

TEL:052-589-1405
 そうだんぴ げつ きん
 相談日: 月～金 9:30～18:00 ± 10:00～17:00

●ほかの相談窓口(尾張を除く6県民事務所等) URL:<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/rodofukushi/0000000053.html>

「お仕事」に関する相談窓口(就職に関する相談を受け付けています)【外国語が話せます】

TEL:052-5627-0895 URL: <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/shugyo/gaikokujinkoyou-career.html>
 そうだんぴ げつ きん はな ことば にほんご えいご ねん がつ にち
 相談日: 月～金 9:00～17:00(祝日除く) 話せる言葉: 日本語、英語 ※2025年3月31日まで

そのほかの言葉を話す人は、事前に電話を申し込んでください。

あいち多文化共生センター(日常生活全般の相談を受け付けています)【外国語が話せます】

TEL:052-961-7902 URL:<https://www2.aia.pref.aichi.jp/sodan/j/sodancorner.html>
 そうだんぴ げつ ど
 相談日: 月～土 10:00～18:00
 はな ことば にほんご えいご ちゅうごくご ぼるとがるご べとなむご すべいんご ふりびご たがろくご ねばーご いんどねしあご たいご かんごくご みゃんまーご ろしあご くらいいご
 話せる言葉: 日本語、英語、中国語、ポルトガル語、ベトナム語、スペイン語、フィリピン語/タガログ語、ネパール語、インドネシア語、タイ語、韓国語、ミャンマー語、ロシア語、ウクライナ語

愛知労働局 外国人労働者相談コーナー(労働条件などの相談を受け付けています)

まどくち 窓口	はな ことば 話せる言葉(相談日)	そうだん じかん 相談の時間
かんどくか 監督課 TEL:052-972-0253	えいご か もく ぼるとがるご か きん 英語(火・木)、ポルトガル語(火～金)	9:30～12:00 13:00～16:00
なごやにろうどうきぎゅうかんとかしよ 名古屋西労働基準監督署 TEL:052-481-9533	べとなむご もく ベトナム語(木)	
かやろうどうきぎゅうかんとかしよ 刈谷労働基準監督署 TEL:0566-21-4885	ぼるとがるご げつ すいもく ポルトガル語(月・水・木)	
とよはしろうどうきぎゅうかんとかしよ 豊橋労働基準監督署 TEL:0532-54-1192	ぼるとがるご げつ すいせん ポルトガル語(月・水・金)	

URL:https://site.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/roudoukyoku/gosoudan_naiyou_madoguchi/soudan03/gaikokujinnai_00001.html
 はな ことば ひと ろうどうきぎゅうかんとかしよ そうだん げつ きん
 日本語を話せる人は、そのほかの労働基準監督署でも相談できます。 相談日: 月～金 8:30～12:00 13:00～17:15

厚生労働省 外国人労働者向け相談ダイヤル(労働条件などの相談を受け付けています)

はな ことば 話せる言葉	そうだんぴ 相談日	はな ことば 話せる言葉	そうだんぴ 相談日
えいご 英語 TEL:0570-001-701	げつ きん 月～金	たがろくご タガログ語 TEL:0570-001-705	げつ きん 月～金
ちゅうごくご 中国語 TEL:0570-001-702		べとなむご ベトナム語 TEL:0570-001-706	げつ きん 月～金
ぼるとがるご ポルトガル語 TEL:0570-001-703		みゃんまーご ミャンマー語 TEL:0570-001-707	きん 金
すべいんご スペイン語 TEL:0570-001-704		ねばーご ネパール語 TEL:0570-001-708	げつ もく 月～木

かんごくご たいご いんどねしあご かんほじあご くめーご もんごるご そうだんぴ
 韓国語、タイ語、インドネシア語、カンボジア語(クメール語)、モンゴル語の相談日もあります。 相談の時間: 10:00～12:00 13:00～15:00
 じかんがい ろうどうじょうけんそうだんらいん
 時間外は「労働条件相談はつライン」へ URL:<https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/foreigner.html>

外国人技能実習機構 母国語相談(外国人技能実習生からの相談を受け付けています)

はな ことば 話せる言葉	そうだんぴ 相談日	はな ことば 話せる言葉	そうだんぴ 相談日
べとなむご ベトナム語 TEL:0120-250-168	げつ ど 月～土	いんどねしあご インドネシア語 TEL:0120-250-192	か もく ど 火・木・土
ちゅうごくご 中国語 TEL:0120-250-169	げつ すいせん 月・水・金	たいご タイ語 TEL:0120-250-198	もくにち 木・日
ふりびご フィリピン語 TEL:0120-250-197	か もく ど 火・木・土	かんほじあご カンボジア語 TEL:0120-250-366	もく 木
えいご 英語 TEL:0120-250-147		みゃんまーご ミャンマー語 TEL:0120-250-302	か 火

そうだんじん げつ きん どにち
 相談の時間: 月～金 11:00～19:00 土日 9:00～17:00 URL:<https://www.otit.go.jp>

出入国在留管理庁 インフォメーションセンター(入国や在留の手続きの相談を受け付けています)

TEL:0570-013904 (IP電話:海外か503-5796-7112) 相談日: 月～金 8:30～17:15 URL: <https://www.moj.go.jp/isa/consultation/center/index.html>